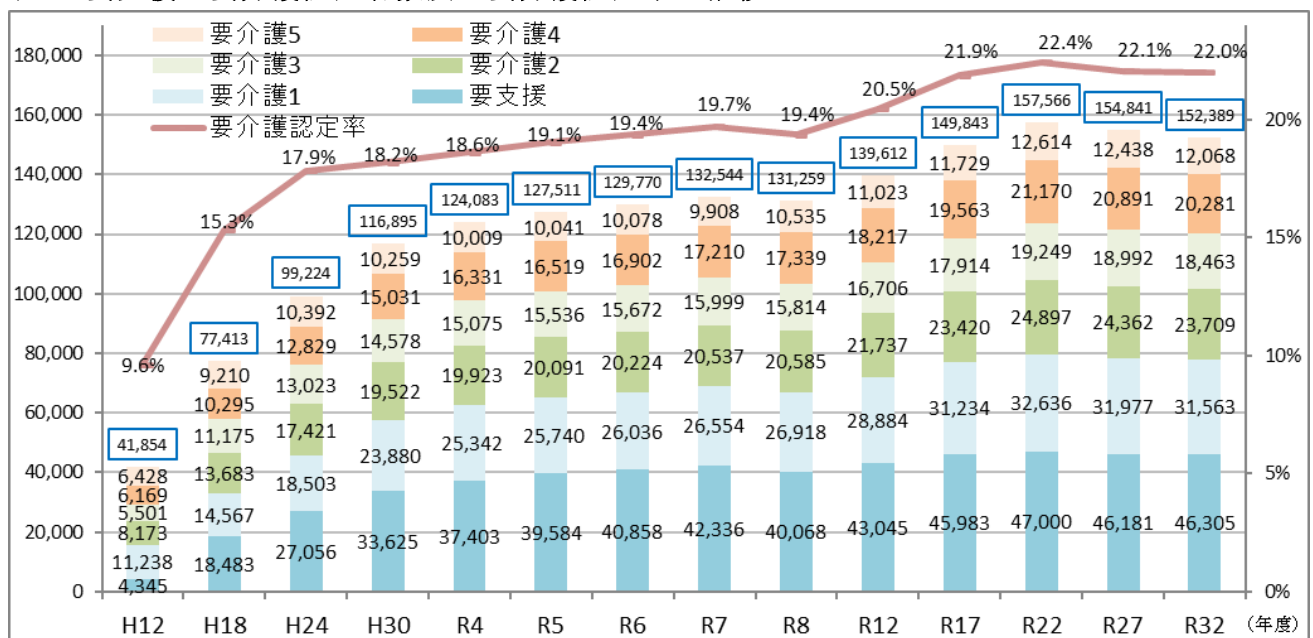


第 9 期における介護サービスの状況について

Ⅰ 要支援・要介護認定者等について

- 令和 7 年度末の県内の要支援・要介護認定者数は約 132,544 人（暫定値）であり、制度創設当初の平成 12 年度と比較し、約 3.2 倍となっている。
- 認定者のうち、軽度者（要支援・要介護 1）の占める割合が高くなってきており、令和 7 年度末には約 52% となっている。
- 第 1 号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合である要介護認定率は、令和 6 年度末と比べて約 0.3% 増加し、令和 7 年度末は約 19.7% となっている。
- 要介護認定率の令和 7 年度末の全国平均は約 20.2%（令和 6 年度末約 19.7%）であり、本県の要介護認定率は全国平均と比べて若干低い水準となっている。

図 1 要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推移



出典：介護保険事業状況報告（令和 8 年度以降は市町村推計）

Ⅱ 介護サービスの給付について

- 令和 6 年度の介護費用（介護給付額＋自己負担額）は約 2,060 億円であり、制度創設当初の平成 12 年度と比較し、約 3.75 倍に増加している。

表 1 本県の介護費用等の推移

（単位：億円）

	H12	H15	H18	H21	H24	H27	H30	R3	R4	R5	R6
介護費用 （実績）	549	915	1,055	1,250	1,476	1,648	1,750	1,913	1,935	1,991	2,060
介護給付 額（実績）	491	816	957	1,132	1,372	1,497	1,572	1,714	1,734	1,784	1,847

出典：介護保険事業状況報告

Ⅲ 介護予防事業の実施状況について

平成２７年度介護保険法改正に伴い、平成２９年４月１日から「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」がスタートし、介護予防事業は市町村ごとの事業計画に基づき実施している。

市町村は、一般介護予防事業を構成する介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業及び地域リハビリテーション活動支援事業の５事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するものとされているところである。

介護予防・日常生活支援総合事業等（地域支援事業）の実施状況（令和６年度実施分）に関する調査では、令和６年度の一般介護予防事業の実施市町村は、介護予防把握事業は３５市町村、介護予防普及啓発事業は３５市町村、地域介護予防活動支援事業は３３市町村、一般介護予防評価事業は１７市町村、地域リハビリテーション活動支援事業は３０市町村であった。

各保健福祉事務所の管内市町村支援を通じて、市町村の事業計画と介護予防事業取組状況の比較や、事業実施上の困りごと、課題感の把握、国調査結果の活用を進め、地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行っていく。

Ⅳ 特別養護老人ホームの整備状況について

１ 待機者の状況

特別養護老人ホームへの入所希望者の実数は、第９期みやぎ高齢者元気プラン（以下「第９期計画」という。）策定の基礎数値とするため令和５年４月１日時点で調査したが、その時点では４，６３７人の入所希望者がおり、うち優先待機者（施設入所の緊急性が高いと考えられる要介護３以上の自宅における入所希望者）は１，４２３人であった。

毎月取りまとめている入所状況調によれば、同一人からの複数施設への申込をそのまま集計したものであるが、令和５年４月１日時点での入所希望者数は、延べ１６，４９３人となっており、令和２年４月調査時点の２２，０６４人から５，５７１人減少している。また、令和６年４月１日時点での入所希望者は延べ１４，９４３人、令和７年４月１日時点での入所希望者は延べ１３，９０５人と直近でも着実に減少（令和５年４月１日時点から２，５８８人減少）しており、施設整備の効果といえる。

２ 特別養護老人ホームの整備計画

第９期計画においては、第８期計画までの整備不足数と今後必要なサービス提供見込みに基づく市町村の整備計画数の積み上げとして２７５床を計画している。

令和６年度に６３床、令和７年度に５０床、令和８年６月までに３０床を整備した結果、定員総数は１３，１９５床となっている。これは令和８年度末時点での目標値としている定員総数１３，３３１床に対して９９．０％の達成率となっている。

表2 特別養護老人ホーム整備計画及び整備実績について

特別養護老人ホーム整備実績・見込

R8.6.1 現

区分			H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度		R7年度		R8年度			
目 標	みやぎ高齢者元気プラン		第7期								第8期						第9期					
	期別目標（単年度）		513床		319床		400床		336床		269床		220床		129床		76床		70床			
	期別目標（累 計）		513床		832床		1,232床		336床		605床		825床		129床		205床		275床			
実 績	広域型 （定員30人以上）	県	6件	66床	3件	35床	4件	93床	1件	30床	3件	59床	4件	72床	5件	34床	2件	20床	0件	0床		
		仙台市	5件	309床	2件	180床	4件	227床	0件	0床	2件	210床	1件	100床	0件	0床	2件	30床	2件	30床		
		計	11件	375床	5件	215床	8件	320床	1件	30床	5件	269床	5件	172床	5件	34床	4件	50床	2件	30床		
	地域密着型 （定員29人以下）	県	0件	0床	2件	42床	0件	0床	0件	0床	2件	58床	1件	29床	1件	29床	0件	0床	0件	0床		
		仙台市	0件	0床	0件	0床	0件	0床	0件	0床	1件	29床	1件	29床	0件	0床	0件	0床	0件	0床		
		計	0件	0床	2件	42床	0件	0床	0件	0床	3件	87床	2件	58床	1件	29床	0件	0床	0件	0床		
	単年度合計		11件	375床	7件	257床	8件	320床	1件	30床	8件	356床	7件	230床	6件	63床	4件	50床	2件	30床		
	元気プラン期別累計		375床		632床		952床		30床		386床		616床		63床		113床		143床			
	総定員数		11,972床		12,144床		12,464床		12,490床		12,826床		13,056床		13,115床		13,165床		13,195床			
既存施設定員増減				▲ 85床				▲ 4床		▲ 20床				▲ 4床								

※R8年度整備分は見込みを含む。

V 特別養護老人ホーム以外の介護基盤整備の状況について

1 施設サービス基盤の整備状況

(1) 介護老人保健施設

令和8年度末時点でのサービス見込量は定員総数9,117人である。これに対し、令和8年6月現在、定員総数は9,018人となっており、98.9%の達成率となっている。

(2) 介護医療院

令和8年度末時点でのサービス見込量は定員総数301人である。これに対し、令和8年6月現在、定員総数は241人となっており、80.1%の達成率となっている。

2 居住系サービス基盤の整備状況

(1) 認知症高齢者グループホーム

令和8年度末時点でのサービス見込量は定員総数5,299人である。これに対し、令和8年6月現在、5,117人となっており、96.6%の達成率となっている。

(2) 特定施設入居者生活介護

令和8年度末時点でのサービス見込量は定員総数4,109人である。これに対し、令和8年6月現在、4,364人となっており、充足している。

表 3 施設サービス基盤の整備実績

介護サービス基盤の整備状況

施設種別	第7期計画				8期計画				9期計画		
	実績			目標	実績			目標	R6目標	R7目標	R8目標
	箇所数	定員	達成率		箇所数	定員	達成率		定員	定員	定員
特別養護老人ホーム	200	12,464	97.2%	12,829	207	13,056	98.2%	13,289	13,185	13,261	13,331
介護老人保健施設	93	9,138	98.7%	9,259	95	9,097	97.7%	9,308	9,097	9,117	9,117
認知症高齢者グループホーム	294	4,794	95.7%	5,009	296	4,942	97.6%	5,064	5,126	5,198	5,299
特定施設入居者生活介護	-	4,166	111.9%	3,722	-	4,071	95.6%	4,257	4,080	4,109	4,109

3 地域密着型サービスの推進状況

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

県内における事業所数は19箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護

県内における事業所数は33箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、今後も引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

(3) 小規模多機能型居宅介護

県内における事業所数は80箇所となっており、今後も需要が見込まれることから、引き続き市町村への働きかけ等を行い整備に努める。

VI 介護保険施設の生活環境の改善

施設は利用者にとっての生活の場であり、プライバシーに配慮した生活環境が確保される必要があることから、施設整備にあたっては、個室・ユニット型での整備を基本としつつ、利用者負担の観点などから多様な形態での整備を望む声があることを考慮し、地域の実状に応じた多床室等従来型での整備についても配慮することとしている。具体的には、平成25年4月から施行した特別養護老人ホーム等の人員、設備及び運営に関する基準を定めた県条例において、居室定員の弾力的運用に関する独自基準を規定している。

参考 条例等による独自基準の制定について

- 地方分権一括法の施行により、これまで国の政省令等で全国一律に定められていた特別養護老人ホーム等施設等の人員、設備及び運営に関する基準について、地方分権の観点から、地方公共団体において条例で定めることになった。
- 宮城県においても、関連する条例等を策定し、平成25年4月1日から施行しているが、その中で、特別養護老人ホームにおける従来型の居室定員については、原則1人としながらも、地域の実情に応じ必要があると認める場合には4人以下とすることができることとしている。